

くらしの防犯伝導士運用要領の制定について

(平成23年9月6日例規第64号)

この度、くらしの防犯伝導士の運用に係る事務の取扱いについて、別添のとおり「くらしの防犯伝導士運用要領」を定めたので、適正な運用を図られたい。

別添

くらしの防犯伝導士運用要領

第1 目的

この要領は、くらしの防犯伝導士(以下「防犯伝導士」という。)の任務、委嘱、運用等に関し必要な事項を定め、もって地域住民等に対し専門的な防犯知識を提供するための機会を充実させるとともに、地域住民等の防犯知識の習得に資することを目的とする。

第2 任務

防犯伝導士の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察が主催する防犯講習会、防犯教室等において、警察官に同行し、防犯対策を進めていく上で必要な知識、技術等に関する具体的方法を助言又は指導する。
- (2) 地域住民等の要望に応じ、防犯講習会、防犯教室等において、防犯設備及び防犯機器の紹介、実演等による防犯啓発活動を行う。
- (3) その他地域住民等が専門的な防犯知識を身に付けるため、県本部生活安全企画課長(以下「主管課長」という。)が特に必要と認めること。

第3 委嘱

1 主管課長は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、くらしの防犯伝導士推薦書(様式第1号)により本部長に推薦するものとする。

- (1) 防犯性能の高い建物部品をはじめとする防犯設備や防犯環境設計、子ども、女性、高齢者等社会的弱者の安全対策、自主防犯活動等防犯対策の各分野に関する高度な知識、技術及び豊富な経験を有する者
- (2) 各種防犯活動に理解を示し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有する者

2 本部長は、前記1により推薦された者が適任と認めるときは、委嘱状(様式第2号)及びくらしの防犯伝導士の証(様式第3号)を交付して委嘱するものとする。

第4 任期

防犯伝導士の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

第5 運用手続

1 署長は、防犯伝導士の派遣を要請するときは、くらしの防犯伝導士派遣要請書(様式第4号)により、主管課長に要請するものとする。

2 主管課長は、くらしの防犯伝導士派遣依頼書(様式第5号)により、防犯伝導士が加入する団体の長に対して派遣を依頼するものとする。

3 署長は、防犯伝導士の派遣が終了したときは、活動結果について主管課長に速やかに報告するものとする。

第6 遵守事項

防犯伝導士は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 任務に関して知り得た秘密及び個人情報について、これを権限ある人に告げる場

合又は法令による場合を除き、在任中はもとより、解嘱後も何人に対してもこれを漏らさないこと。

- (2) 防犯伝導士として任務中は、公正かつ中立な立場とし、営業行為又はその類似行為をしないこと。
- (3) その他防犯伝導士としての信用を失墜させる行為又は不名誉となるような行為をしないこと。

第7 解嘱

1 本部長は、防犯伝導士が次のいずれかに該当する場合には、委嘱期間中であってもこれを解嘱することができる。

- (1) 防犯伝導士から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障等により、防犯伝導士としての任務を遂行することができなくなったとき。
- (3) 第6に掲げる事項を遵守せず、又はその他任務の遂行に不適切な事由が生じたとき。

2 主管課長は、前記1に該当する事由が生じたときは、くらしの防犯伝導士解嘱（辞任）事由報告書（様式第6号）により速やかに本部長に報告し、解嘱の手続を行うものとする。

第8 細目的事項

この要領に定めるもののほか、防犯伝導士の運用に関し必要な事項は、主管課長が定める。